

# 静岡県警察旗の制式及び運用に関する訓令

(昭和59年8月29日県本部訓令第10号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察旗(以下「警察旗」という。)の制式及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 警察旗の制式は、別表1・2に掲げるとおりとする。

(使用)

第3条 警察旗は、次の各号のいずれかに該当するときに使用する。

- (1) 静岡県警察が主催する主要な行事。
- (2) 警察職員の団体活動等の士気高揚を図る必要のあるとき。
- (3) その他警察本部長が必要と認めるとき。

2 警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が本部長の承認を受けなければならない。

(保管責任者)

第4条 警察旗の保管責任者は、総務部会計課長とする。

(使用手続及び取扱い)

第5条 警察旗の使用手続及び取扱いは、別に定めるところとする。

附 則

この訓令は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(平成13年5月22日県本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年5月26日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成18年5月26日から施行する。